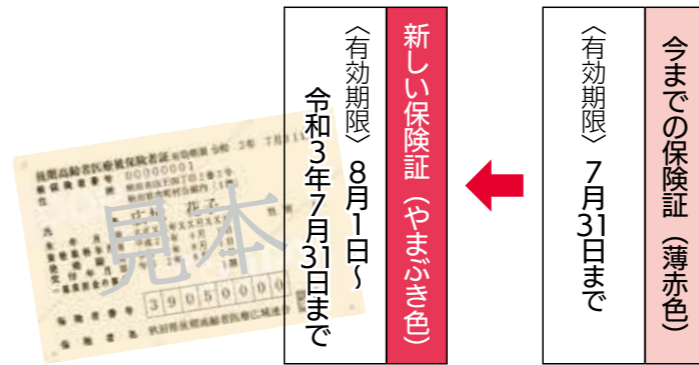


後期高齢者医療制度に 加入している皆さまへ

後期高齢者医療の保険証が
新しくなります

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が今までお使いいただいていた後期高齢者医療の保険証が新しくなり、7月下旬に加入者の皆さまに送付されます。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、病院や薬局の窓口で支払う自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。



現在お持ちの保険証は8月1日から使用できませんので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所窓口へ返却していただくか、ご自分で判断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

現在、認定証をお持ちの方へ

平成31年（令和元年）中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、保険適用となる医療費の自己負担限度額（月額）と入院時の食事代が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

現在交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になっていない方、または8月1日から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となる方には、7月下旬に申請書を送付しますので、交付を希望する方は最寄りの市役所窓口で申請してください。

長期に入院所得区分が低所得Ⅱしたときの食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます（前の保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できます）。この減額の適用を受けるためには、再度申請が必要となりますので、詳しくは市民生活課国民健康保険係にご連絡ください。

医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。これには届出が必要ですので市民生活課国民健康保険係にご連絡ください。

ジェネリック医薬品に関する差額通知について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬・先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします（7月・1月送付予定）。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分に相談ください。



新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、一定の要件を満たす方については、申請により保険料が減免されます。制度の詳細は、秋田県後期高齢者医療広域連合から送付されるパンフレットをご覧ください（7月中旬に発送予定）。

令和2年度の 保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料には、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。所得の低い世帯の方の均等割額については、世帯主および被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減される制度があります。

保険料
均等割額 (被保険者全員が等しく負担) 43,100円
+
所得割額 (所得に応じて負担) (総所得金額など-33万円×8.38%)

世帯主および被保険者の総所得金額など	均等割の軽減割合	軽減後均等割額
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	7.75割	9,697円
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が所得0円の世帯 ※公的年金等控除額は80万円として計算	7割	12,930円
「基礎控除額（33万円）+28万5千円×世帯の被保険者の数」を超えない世帯	5割	21,550円
「基礎控除額（33万円）+52万円×世帯の被保険者の数」を超えない世帯	2割	34,480円

会社の健康保険などの 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった方については、所得額にかかわらず保険料の所得割額が免除され、かつ均等割額が5割軽減されます（所得が少ない方については、最大で7・75割軽減）。なお、この軽減措置は制度加入後2年間有効です。

該当する方の条件など	均等割額の軽減割合	軽減後均等割額
後期高齢者医療に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった方 (制度加入後2年間)	5割	21,550円

※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。
※令和2年4月1日時点で、すでに制度加入から2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって判定されます。
※年間の保険料額は、100円未満切り捨てです。

保険料額決定通知や納付書を 7月15日に発送します

平成31年（令和元年）中の所得に応じて確定した令和2年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を、加入者の皆さまに送付します。保険料の徴収方法は、年金額や介護保険料などの状況により特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）がありますのでご確認ください。

普通徴収による保険料納付は 口座振替が便利です

保険料を納付書で納めていただく方については、納め忘れの心配がなく、かつ納付の手間も省ける、口座振替をおすすめしています。

市内の金融機関で申し込み可能です。また、キャッシュカードがあれば市役所各庁舎窓口でも手続きできます。

取扱金融機関
秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田おばこ農協、ゆうちょ銀行

▶ 制度運営全般・保険料の算定…秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155
▶ 各種申請・届出…仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316
▶ 保険料の納め方…仙北市民生活課 市民税係 ☎ 43-1117

問合せ